

## 「景観形成基準の解説」の変更点について

この冊子は、次の点を読み替えてご活用下さい。(平成29年11月1日から)

### ・色彩制限基準の区域名の変更 (p32、33、36～38)

変更前	変更後
都市区域	用途地域が定められている区域
田園区域、圏央道沿線区域	関越道以東で用途地域が定められていない区域(鶴ヶ島市と坂戸市は全域)
山地、丘陵区域	関越道以西で用途地域が定められていない区域(鶴ヶ島市と坂戸市は除く)

### ・特定課題対応区域に圏央道以北高速道路沿線区域を追加 (p39)

変更前	変更後
イ 特定課題対応区域(圏央道沿線区域…桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、川島町、宮代町、白岡町、菖蒲町の用途地域が定められていない区域)	イ 特定課題対応区域(圏央道沿線区域… <u>加須市の一部(旧騎西町)</u> 、 <u>桶川市、久喜市の一部(旧久喜市、旧菖蒲町)</u> 、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、 <u>白岡市</u> 、川島町、宮代町、 <u>杉戸町</u> の用途地域が定められていない区域) <u>(圏央道以北高速道路沿線区域…加須市の一部(旧加須市、旧大利根町、旧北川辺町)、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市の一部(旧鷺宮町、旧栗橋町)、滑川町、嵐山町、小川町、美里町、上里町、寄居町の用途地域が定められていない区域)</u>
イ(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	イ(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <u>(圏央道沿線区域のみ)</u>

下線部=変更箇所

### ・区域区分図の変更 (p40)

※変更後は次のページを参照

### ・担当部署、連絡先の変更 (p3、43)

変更前	変更後
県土整備部 県土づくり企画室 景観・まちづくり推進担当	都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当
E-mail : a5360-08@pref.saitama.lg.jp	E-mail : a5540-01@pref.saitama.lg.jp

